

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和2年4月7日	有限会社椿山商運(法人番号8310002019628) 代表者 椿山三次	本社営業所	輸送施設の使用停止 (110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項、法第17条第4項、法第60条第1項、道路運送車両法第48条	令和1年8月7日、監査実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)定期点検整備の実施違反(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)、(13)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)、(14)報告義務違反(法第60条第1項)	11点	11点
	長崎県松浦市御厨町里免382-2	長崎県松浦市御厨町里免382-2					
令和2年4月8日	有限会社エイト運輸(法人番号8290802011984) 代表者 山縣健二	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年2月3日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	5点	5点
	福岡県北九州市小倉南区大字新道寺1022-1	福岡県北九州市小倉南区志井6-10-1-309					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和2年4月8日	有限会社セーフティ・Jライン (法人番号9340002009088) 代表者神宮司敏正	本社営業所	輸送施設の使用停止 (80日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項	令和1年10月7日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(8)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)	8点	8点
	鹿児島県鹿児島市東開町4-41	鹿児島県鹿児島市東開町4-41					
令和2年4月10日	鮎川産業株式会社(法人番号8290801009591) 代表者 鮎川和夫	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和1年12月20日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3点	3点
	福岡県北九州市八幡西区夕原町4-16	福岡県北九州市八幡西区夕原町4-16					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和2年4月14日	鷹島運送有限会社(法人番号5310002019911) 代表者 椎山賢治	本社営業所	輸送施設の使用停止 (100日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項、法第17条第4項	令和1年8月8日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)～(2)事業計画(自動車車庫・休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(5)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	10点	10点
	長崎県松浦市調川町下免851-32	長崎県松浦市調川町下免851-32					
令和2年4月14日	株式会社ユタカ産業(法人番号8340001009032) 代表者 芳田明	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年1月28日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	5点	5点
	鹿児島県いちき串木野市大里5590-1	鹿児島県いちき串木野市大里字下手前5590-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和2年4月14日	有限会社木村商事(法人番号2030002102054) 代表者 木村俊之	熊本営業所	輸送施設の使用停止 (195日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第11条、法第17条第1項、法第17条第4項、道路運送車両法第48条	令和1年9月27日、監査実施。18件の違反が認められた。(1)～(2)事業計画(自動車庫庫・配置車両数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(3)運送約款等の掲示違反(法第11条)、(4)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(5)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(6)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(7)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(8)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(9)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(10)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(12)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(13)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(15)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(16)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(17)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(18)定期点検整備の実施違反(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	20点	20点
	埼玉県川口市新井町1-9	熊本県菊池郡大津町杉水3421-14					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和2年4月15日	アネット株式会社(法人番号 4320001010301) 代表者穴 井博敏	本社営業所	輸送施設の使用停止 (80日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第8 条第1項、法第17条第4 項、道路運送車両法 第48条	令和1年8月27日、監査実施。11件の違反が認め られた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところ に従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1 項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3 条第6項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則 第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安 全規則第8条)、(5)運転者台帳の作成義務違反(安 全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の記載事 項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者 に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、 (8)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督 の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定 運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第 10条第2項)、(10)特定運転者に対する適性診断受 診義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)定期点 検整備の実施違反(安全規則第13条、道路運送車 両法第48条)	8点	8点
	大分県玖珠郡玖珠町帆足 2195-1	大分県玖珠郡玖珠町大字 帆足2037-1					
令和2年4月21日	有限会社急便屋久島(法人 番号4340002019629) 代表 者稲留和男	種子島営業所	輸送施設の使用停止 (70日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第8 条第1項、法第17条 第1項第1号、法第17 条第4項	令和2年1月16日、監査実施。12件の違反が認め られた。(1)～(2)事業計画(自動車車庫・配置車両 数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運 送事業法第8条第1項)、(3)乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のお それのある乗務(安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条)、(6)点呼の記録事項 義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記 録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運転者台帳 の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運 転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の 5第1項)、(10)運転者に対する指導監督違反(安全 規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督 の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則 第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督の記 録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	7点	7点
	鹿児島県熊毛郡屋久島町 宮之浦1270-8	鹿児島県西之表市西之表 15166-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和2年4月21日	株式会社入来運送(法人番号8340001008744) 代表者 初田 健	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年1月20日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	4点	4点
	鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名194-1	鹿児島県薩摩郡さつま町久富木4539-1					
令和2年4月21日	アヤカエクスプレス株式会社(法人番号8310002016963) 代表者 馬場 邦彦	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項	令和1年11月29日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)	3点	3点
	長崎県大村市富の原2-913-1	長崎県大村市富の原2-968-1					